

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各都道府県警察の長殿  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長

警察庁丙組組二発第10号  
令和6年3月7日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部長

### 拳銃110番報奨制度の継続実施について

拳銃110番報奨制度については、「けん銃110番報奨制度の継続実施について」(平成31年3月14日付け警察庁丙組薬銃発第9号ほか。以下「旧通達」という。)の別添に基づき、効果的に運用されているところであるが、依然として、銃器犯罪に関する情報収集が困難になっている状況に鑑み、広く国民に銃器犯罪に関する情報提供を促すことが必要であると考えられることから、本制度を継続実施することとした。

各都道府県警察においては、別添「拳銃110番報奨制度実施要綱」に基づき、引き続き本制度を適正かつ効果的に活用されたい。

なお、旧通達は廃止する。

## 拳銃110番報奨制度実施要綱

### 第1 目的

この要綱は、全国共通フリーダイヤル番号により都道府県警察が拳銃その他の銃器等に関する情報（以下「拳銃情報」という。）を受け付け、事件の検挙に欠かせない有力な情報を提供した通報者に対し、個別の事案に応じて報奨金を支払う「拳銃110番報奨制度」の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 通報の受付等

#### 1 通報の受付

本制度による通報の受付は、全国共通フリーダイヤル番号（0120-10-3774。以下「拳銃110番」という。）により、原則として通報者の発信地域を管轄する都道府県警察が行うものとする。

#### 2 通報受付体制

通報は、都道府県警察本部銃器捜査担当課等において、24時間受付できる体制を整えるものとする。

#### 3 警察庁への報告

- (1) 都道府県警察本部銃器捜査担当課は、拳銃その他の銃器等の押収及び被疑者の検挙（以下「事件検挙」という。）に欠かせない情報を内容とする通報（以下「対象通報」という。）を受け付けたときはその都度速やかに、その他の通報を受け付けたときは月ごとに、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第二課（以下「警察庁組織犯罪対策第二課」という。）に報告するものとする。
- (2) 都道府県警察本部銃器捜査担当課は、対象通報により事件検挙に至ったときは、検挙状況、当該事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、報奨金支払見込みの有無、報奨金支払予定金額、支払方法等を警察庁組織犯罪対策第二課に報告するものとする。

### 第3 報奨金

#### 1 報奨金の支払

- (1) 報奨金の支払の決定は、原則として対象通報を受け付けた都道府県警察本部銃器捜査担当課長が行うものとする。
- (2) 報奨金については、対象通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案を対象とするものとし、その金額は、対象通報により拳銃その他の銃器が1丁押収された場合において10万円とすることを目安としつつ、当該通報の内容、検挙された事件の内容、対象通報と事件検挙との関係、警察における同種情報の把握状況、対象通報をした

者（以下「対象通報者」という。）の捜査手続への協力の程度等を個別に勘案して算定するものとする。

## 2 支払除外事由

次に掲げる場合には、報奨金は支払わないものとする。

- (1) 対象通報者が、対象通報により検挙された事件の共犯者と認められる場合
- (2) 対象通報者が、その情報を入手する過程において犯罪行為その他公共安全と秩序を害する行為を行ったと認められる場合その他報奨金を支払うことが不相当と認められる場合
- (3) 通報を受けた時点で、当該拳銃情報が、これを受け付けた都道府県警察において、既に把握している内容であった場合。ただし、当該拳銃情報が、被疑事実の立証等の観点から必要と認められる場合は、この限りではない。
- (4) 匿名とすることを希望した対象通報者から、通報後6か月以内に、別に指示されたところにより警察に対して連絡がない場合

## 第4 警察庁による指導及び連絡調整

警察庁組織犯罪対策第二課長は、対象通報に係る事件の捜査について、必要な指導及び連絡調整を行うものとする。